

長崎の被爆地域等について



(昭和32年指定)
被爆地域

原爆投下時に居住していた場合、
被爆者健康手帳が交付される地域。

S49 (昭和49年、51年指定)
第一種健康診断特別区域

原爆投下時に居住していた場合、
健康診断を被爆者と同様に受けられる
地域（第一種健康診断受診者証を交付）。
健康診断の結果、一定の障害※が
あると診断された場合に被爆者健康
手帳が交付される。

- ※・造血機能障害を伴う疾病
・肝臓機能障害を伴う疾病
・脳血管障害を伴う疾病
等

(平成14年指定)
第二種健康診断特別区域

原爆投下時に居住していた場合、
年1回の健康診断を受けられる地域。
(第二種健康診断受診者証を交付)。

※原爆投下時の地名